

(案)

札幌市緑の審議会  
緑の基本計画部会設置要綱

(設置)

第1条 札幌市緑の審議会(以下「審議会」という。)に市長が諮問する札幌市緑の基本計画改定について専門的に調査審議するため、緑の基本計画部会(以下「部会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 部会は別表の委員をもって組織する。

2 委員は、審議会の委員のうちから審議会会長(以下「会長」という。)がこれを指名する。

3 委員の任期は、部会の目的を達成するまでとする。ただし、審議会委員としての任期を越えることはできない。

(部会長)

第3条 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会議の議長を務め、会務を掌理する。

3 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する委員が職務を代理する。

(会議)

第4条 部会は、必要の都度部会長が召集する。

2 部会は、部会長を含めた委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

4 部会長は、部会の審議の結果を会長に報告しなければならない。

(諮問事項の処理)

第5条 会長は、市長から第1条の諮問を受けたときは、その調査審議を部会へ付託し、このことを審議会委員に通知する。

2 会長は、部会長から審議の結果について報告を受けたときは、これを審議

会委員に報告し市長に答申するものとする。

( 庶 務 )

第 6 条 部会の庶務は環境局において行なう。

( そ の 他 )

第 7 条 本要綱で定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が部会にはかって定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 6 月 1 0 日から施行する。